副知事　稲垣　清文
健康福祉部長（危機管理統括監）　田中　功
環境生活部長（環境生活部長）　井戸畑真之
地域連携部長　職員　鈴木　伸幸
農林水産部長　同　岡村　昌和
雇用経済部長　同　村上　亘
企業庁長　同　山神　秀次
病院事業庁長　同　長谷川耕一
（以上四月一日）

鳥取県

新　定年退職　（鳥取県議会事務局長）　尾坂　英己
旧　（境港管理組合事務局長）　細羽　正
（三月三十一日）

山口県

新　辞職　（産業戦略部長）　村田　太
同　（環境生活部長）　秋貞　憲治
同　（健康福祉部長）　藤井　勉
同　（商工労働部長）　阿野　徹生
同　（土木建築部長）　前田　陽一
同　（会計管理局長）　西生　公一
同　（労働委員会事務局長）　相島　満久
同　（監査委員事務局長）　村田　雅弘
同　（人事委員会事務局長）　守田　正史
（以上三月三十一日）
総合企画部長　職員　北村　敏克
産業戦略部長　同　佐々木克之
環境生活部長　同　佐伯　彰二
健康福祉部長　同　岡　紳爾
商工労働部長　（総合企画部長）　大谷　恒雄
土木建築部長　職員　藤山　一郎
会計管理局長　同　藤田　潔
労働委員会事務局長　同　松田　邦夫
監査委員事務局長　同　黒瀬　邦彦
人事委員会事務局長　同　山崎　健司
（以上四月一日）

○選挙管理委員会委員選挙
中村正昭委員、有田数士委員及び山田節子委員は、二十八年十二月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が選挙された。
選挙管理委員会委員　田中　一郎
同　稲葉　和也
○監査委員選任
河嶌繁太委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　木村　進
○収用委員会委員任命
藤麻一三委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
収用委員会委員　小林　和子
○選挙管理委員会委員再任
千葉潤一郎委員は、二十八年十二月二十五日再任された。
○収用委員会委員再任
西本達喜委員、猪俣俊雄委員及び野村雅之委員は、四月一日再任された。

愛媛県

新　定年退職　（県民環境部長）　石丸　猛男
同　（保健福祉部長）　兵頭　昭洋
同　（農林水産部長）　玉田　光彦
同　（土木部長）　頼木　清隆
（以上三月三十一日）
総務部長　（経済労働部長）　門田　泰広
県民環境部長　職員等　大森　尚子
保健福祉部長　同　山口　真司
経済労働部長　同　菅　豊正
農林水産部長　同　田所　竜二
土木部長　同　樋口　志朗
（以上四月一日）
○監査委員選任
毛利修三委員及び黒川洋介委員は、三月十六日辞職し、同月十七日次の者が選任された。
監査委員　大西　渡
同　三宅　浩正
○収用委員会委員再任
髙橋直人委員は、四月十一日再任された。

福岡市

新　定年退職　（市民局長）　井上　るみ
旧　（保健福祉局長）　野見山　勤
（経済観光文化局長）　重光　知明
同　（農林水産局長）　椋野　清彦
同　（道路下水道局長）　二宮　潔
同　（消防局長）　谷山　昭
（以上三月三十一日）
（副市長）　貞刈　厚仁
同　中園　政直
（交通事業管理者）　阿部　亨
職員　下川　祥二
同　永渕　英洋
同　髙島　収
同　三角　正文
同　山下　周成
（以上四月一日）
（港湾空港局長）　則松　和哉
職員　中村　貴久
同　土井　裕幹
（以上四月十八日）
○教育委員会委員再任
町孝委員は、四月二日再任された。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第3項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成29年5月11日

農林水産大臣　山本　有二

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条の3第3項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成29年5月11日から平成29年5月31日まで

(3)　縦覧の場所
水産庁漁港漁場整備部計画課
鹿児島県庁
枕崎市役所

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月十一日

中部近畿産業保安監督部長　磯部　隆

一　名称　ユーアイプラント株式会社
二　住所　愛知県一宮市平島二丁目十三番二十二号
三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ユーアイプラント株式会社　愛知県一宮市平島二丁目十三番二十二号
四　指定する地域　岐阜県、愛知県、三重県
五　指定する区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
六　指定年月日　平成二十九年四月二十四日

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十九年四月二十五日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
沖縄防衛局長	沖縄県那覇市地籍図及び地籍簿	沖縄県那覇市字鏡水の一部